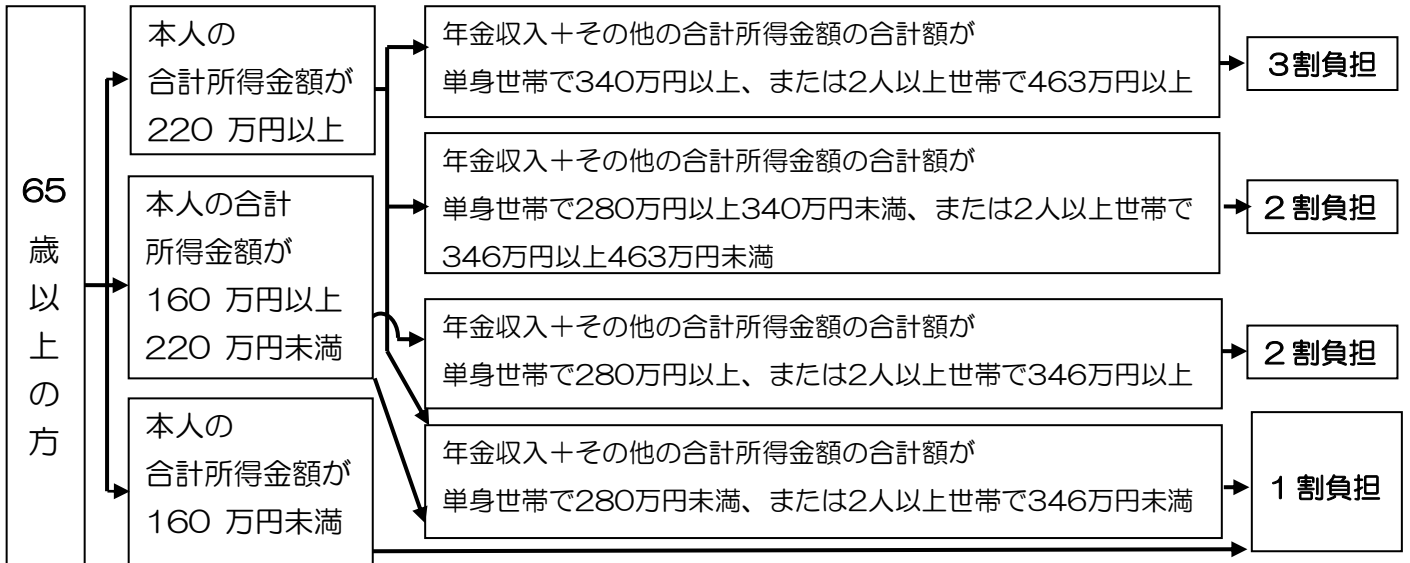


# 負担割合証の交付について

介護保険サービス等利用の負担割合は、所得に応じて1割又は2割、3割となっています。要介護認定等を受けた方に負担割合を示す割合証が交付されます。負担割合証は、介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときには、一緒に事業所や施設に御提示ください。

## ■自己負担割合《65歳以上の利用者》



※ 合計所得金額とは、前年の収入額から公的年金控除・給与所得控除・必要経費などを差し引いた額です。

※ その他の合計所得金額とは、年金を含まない合計所得金額です。

## ■その他の注意事項

- ・住民税非課税の方や生活保護を受給されている方は、所得に関わらず「1割負担」となります。
- ・第2号被保険者（40歳～64歳）の要介護・要支援認定者につきましては「1割負担」となりますが、65歳に到達した時点で負担割合の判定を行います。
- ・住民税の所得更正により負担割合が変更となることがあります。この場合は、直近の8月1日までさかのぼって変更されます。ただし、更正があった年度によっては、直近の8月1日以前についても変更となることがあります。
- ・世帯構成の変更（転出入等）によって負担割合が変更となることがあります。この場合、負担割合の変更はその翌月からとなります。ただし、転出入日等が月の初日である場合はその月からとなります。
- ・介護保険料の滞納により給付額減額の措置を受けている方については、負担割合証に記載された割合に関わらず3割又は4割負担になりますので、介護保険被保険者証を確認してください。